

## 中小企業の補助金

**Q**：設備投資減税等税制面での支援策以外で、活用可能な補助金の中小企業支援策を教えてください。

**A**：中小企業支援の補助金活用を！

- 1. 制度概要**：国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業等の設備投資等の一部を支援する制度です。
- 2. 補助対象者**：業種別に資本金要件（5千万円以下～3億円以下）又は従業員要件（50人以下～900人以下）を満たす中小企業者が対象です。
- 3. 補助対象及び補助率等**：補助金申請には、【革新的サービス】と【ものづくり技術】の2種類に「第四次産業革命型」「一般型」「小規模型」の3コースあり、その補助上限額及び補助対象経費は下記の通りです。

対象類型 事業類型	【革新的サービス】	【ものづくり技術】
第四次産業革命型	・補助上限額：3,000万円    ・補助率：2/3以内 ・補助対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費	
一般型	・補助上限額：1,000万円    ・補助率：2/3以内 ・補助対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費	
小規模型	設備投資のみ	・補助上限額：500万円    ・補助率：2/3以内 ・補助対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費
	試作開発等	・補助上限額：500万円    ・補助率：2/3以内 ・補助対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等、関連経費、クラウド利用費

※ 雇用維持等をし、5%以上賃金引上げで、補助上限を2倍

※ 最低賃金引上げで、補助上限をさらに1.5倍

- 4. 補助対象要件**：【革新的サービス】は、革新的サービス創出・サービス提供プロセス改善により3～5年間で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%向上を達成できる計画を策定する事。【ものづくり技術】は、革新的試作品開発・生産プロセス改善により生産性を向上させる計画を策定する事。

5. **公募期間**：平成28年11月14日から平成29年1月17日（当日消印有効）まで。

6. **補助事業実地期間**：交付決定日から平成29年12月29日まで。その期間内に発注・納入・検収・支払等のすべての事業手続きが完了することが必要。詳細は中小企業庁ホームページ等参照。

平成28年12月  
税理士法人石井会計

